

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、標記の契約書及びこの約款（以下これらを「契約書」という。）に基づき、別添の仕様書、図面及び内訳書（以下これらを「仕様書等」という。）に従い、この契約を履行しなければならない。

2 この契約書に定める催告、請求、通知、協議、申出、承諾及び解除は書面により行わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止)

第3条 受注者は、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第4条 受注者は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第5条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

(検査及び引渡し)

第6条 受注者は、業務が完了したときは、すみやかに検査の請求をしなければならない。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受注者の立会いを求め検査を完了しなければならない。

3 受注者は、前項の検査に立会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 受注者は、第2項の検査に合格したときをもって、当該業務の履行を完了したものとする。この場合において、当該業務に成果品等がある場合は、検査に合格したときをもってその所有権は発注者に移転する。

(契約代金の支払)

第7条 受注者は、前条第2項の完了検査に合格したときは、契約代金の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

(業務の変更、中止等)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に通知し、業務内容を変更し、又は業務の全部若しくは一部の履行を一時中止させることができる。この場合において必要があると認められるときは、委託期間又は契約金額を変更しなければならない。

2 前項の規定により、委託期間又は契約金額を変更するときは、発注者と受注者が協議して定める。

(受注者の請求による委託期間の延長)

第9条 受注者は、天候の不良等その責に帰することができない理由その他の正当な理由により委託期間内に業務を完了することができないときは、発注者に対して、遅滞なくその理由を明らかにし、委託期間の延長を申し出ることができる。この場合における延

長日数は、発注者と受注者が協議して定める。

（発注者の請求による委託期間の短縮等）

第10条 発注者は、特別の理由により委託期間を短縮する必要があるときは、受注者に対して、委託期間の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、発注者と受注者が協議して定める。

2 発注者は、この契約書の規定により委託期間を延長すべき場合において特別な理由があるときは、受注者と協議のうえ、通常必要とされる委託期間の延長を行わないことができる。

3 前2項の場合において、必要があると認められるときは、発注者と受注者が協議して契約金額を変更するものとする。

（契約金額の変更に代える業務内容の変更）

第11条 発注者は、第8条及び前条の規定により契約金額を増額すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額の全部又は一部に代えて、業務内容を変更することができる。この場合において、変更すべき業務内容は、発注者と受注者が協議して定める。

（履行遅滞の場合における違約金等）

第12条 受注者の責に帰すべき理由により、委託期間内に業務を完了することができない場合において、委託期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、受注者は、遅延違約金を発注者に支払わなければならない。

2 前項の遅延違約金の額は、契約金額につき遅延日数に応じ、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの率は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

（一般的損害）

第13条 業務の履行に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項に規定する損害を除く。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。また、その損害が天災その他不可抗力により生じたものについては、発注者と受注者が協議して定める。

（第三者に及ぼした損害）

第14条 業務の履行に関し、第三者に損害を及ぼした場合は、受注者がその賠償の責を負う。ただし、発注者の故意又は過失による場合においては、この限りでない。

2 前項本文の場合において、その損害が受注者の故意若しくは過失によると認めがたい理由又は天災その他不可抗力によるときは、その負担につき、発注者と受注者が協議して定める。

（発注者の催告による解除権）

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

- (2) 指定期日内に業務を終了しないとき又は指定期日後相当の期間内に業務を終了する見込みがないと発注者が認めるとき。
- (3) 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (4) 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、発注者の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が、この契約に違反したとき。
(発注者の催告によらない解除権)

第15条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
- (8) 第17条第1項の規定によらないで、受注者がこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (10) 公正取引委員会が受注者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (11) この契約に関して、受注者（受注者が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (12) この契約に関して、受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用

人)が談合の事実があったと認めたとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第15条の3 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(協議解除)

第16条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

(1) 第8条の規定により業務内容を変更したため、当初の契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条の規定により業務内容の履行の中止期間が当初の委託期間の10分の5（委託期間の10分の5が6月を超えるとときは、6月）を超えたとき。

(3) 発注者が契約に違反したために業務を完了することが不可能となったとき。

2 前条第2項の規定は、第1項の規定により契約が解除される場合に準用する。

(契約解除に伴う措置)

第18条 契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、発注者は、当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

2 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、遅滞なく発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、契約が解除された場合において、履行場所等に受注者が所有する工具その他の物件が有るときは、遅滞なく当該物件を撤去し、履行場所等を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、

又は履行場所等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、発注者がこれに要した費用を負担しなければならない。

- 5 第2項及び第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第15条及び第15条の2の規定によるときは発注者が定め、第16条又は前条の規定によるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(賠償の予定)

第19条 受注者は、第15条の2第10号から第12号までのいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第15条の2第11号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第20条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(管轄裁判所)

第21条 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(補則)

第22条 この契約書若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

(消費税等の額の取扱い)

第23条 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等の額に変動が生じる場合は、発注者と受注者が協議の上、契約金額の変更を行うものとする。